

**栃木県空き家対策総合プラットフォーム構築等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

第1 趣旨

この要領は、栃木県が空き家対策総合プラットフォーム構築等業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

第2 業務概要

1 業務名

栃木県空き家対策総合プラットフォーム構築等業務

2 業務内容

別紙1「栃木県空き家対策総合プラットフォーム構築等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

3 履行期間

契約締結の日から令和8(2026)年3月31日(火)まで

4 提案上限額

52,020,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第3 参加表明書の提出者

1 公告日現在において、企業の満たすべき要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「N2情報関連サービス」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

なお、資格を有していない者は、技術提案書の提出期限までに当該資格を取得すること。

(3) プロポーザルの公告日から契約の相手方の決定日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22(2010)年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 本業務において知り得た秘密を第三者に漏らし、かつ、他の業務等に用いることがないよう的確な体制を有していること。

また、次のいずれかの条件を満たす個人情報の保護に係る体制を有していること。

① 「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」の認証を有していること。

② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。

③ ①又は②と同等の個人情報の保護に係る体制を有していること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号の

規定に該当しない者であること。

- (7) 過去 10 年間（平成 27(2015)年 4 月 1 日以降に成果物引渡しを完了）に元請けとして、GIS を活用したシステムの設計、開発等に係る業務又は他システムとのデータ連携機能（API 等）を備えるシステムの設計、開発に係る業務（以下「類似業務」という。）の受注実績を 1 件以上有する者であること。

2 配置予定技術者に対する要件

業務主任技術者 1 名及び担当技術者 1 名以上（担当技術者を複数名配置する場合は、代表担当技術者を 1 名選定すること。）を配置するものとし、業務主任技術者又は担当技術者（担当技術者を複数名配置する場合は代表担当技術者）のいずれかについては、1（7）に定める類似業務の実績を 1 件以上有する者であること。

なお、業務主任技術者及び担当技術者は、兼務することはできないものとする。

第 4 担当部署連絡先等

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号（栃木県庁舎本館 14 階）

栃木県県土整備部住宅課企画支援担当

電話 028-623-2484 電子メール jyutaku@pref.tochigi.lg.jp

第 5 受託者特定に係る主な期日

受託者特定に係る主な期日（公告時点における予定）は、別表 1 のとおりとする。

第 6 実施要領等の交付

1 交付期間

令和 7（2025）年 3 月 28 日（金）から令和 7（2025）年 4 月 23 日（水）まで

（栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第 2 号）第 2 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く、午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。））

2 交付場所

上記第 4 の担当部署で交付するほか、栃木県ホームページ「ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募（業務委託）」に掲載している本業務に関するページからダウンロードできる。

第 7 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1 参加表明書作成方法

参加表明書は、参加表明書（様式第 2 号）により 1 部作成する。

2 参加表明書添付資料

参加表明書に以下の書類を添付すること。

- (1) 参加者の概要（様式第 3 号）
- (2) 業務実施体制（様式第 4 号）
- (3) 参加資格審査資料（様式第 5 号）

(4) 企業実績調書（様式第6号）

(5) 配置予定技術者実績調書（様式第7号）

3 参加表明書及び添付資料の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書	<ul style="list-style-type: none">押印は不要とする。
参加者の概要	<ul style="list-style-type: none">参加者の概要について記載すること。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">配置予定の業務主任技術者及び担当技術者を記載すること。担当技術者を複数名配置する場合は、代表担当技術者を1名選定すること。当該業務の一部を再委託する場合は、再委託先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
参加資格審査資料	<ul style="list-style-type: none">参加資格要件について、該当の有無を記載するとともに、所定の添付書類を提出すること。
企業実績調書	<ul style="list-style-type: none">企業の類似業務の実績について記載すること。様式第6号に記載のある「調書作成に当たっての留意事項」を確認の上、作成すること。
配置予定技術者実績調書	<ul style="list-style-type: none">業務主任技術者及び担当技術者（担当技術者を複数名配置する場合は代表担当技術者）が従事した類似業務の実績について記載すること。様式第7号に記載のある「調書作成に当たっての留意事項」を確認の上、作成すること。

4 参加表明書の失格等

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがあるので留意すること。

また、参加表明書の記載内容に相違等がある場合は、その項目を無効とすることがあるので留意すること。

第8 参加表明書の提出方法、提出期限及び提出先

1 提出方法

添付資料と合わせて持参、郵送（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、又は電子メール（電話連絡により受信を確認すること。）により提出すること。

なお、持参による提出は、休日を除く午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）に行うこと。

また、電子メールの場合、pdf ファイルに変換することとし、ファイル容量を8MB以内とすること。

2 提出期限

令和7(2025)年4月23日(水) 午後4時(必着)

3 提出先

上記第4の提出先とする。

第9 質問の受付及び回答

1 質問の受付

実施要領等に関する質問は、書面(様式第1号)により行うものとし、持参、郵送(書留郵便等により提出期限までに必着すること。)、又は電子メール(電話連絡により受信を確認すること。))により提出すること。

(1) 受付場所

上記第4の提出先とする。

(2) 受付期間

令和7(2025)年3月28日(金)から令和7(2025)年4月10日(木) 午後4時(必着)まで
なお、持参による提出は、休日を除く午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)とする。

また、電子メールの場合、pdfファイルに変換することとし、ファイル容量を8MB以内
とすること。

2 質問の回答

質問に対する回答は、令和7(2025)年4月17日(木)までに質問者に対して電子メールにより行うほか、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧方法

上記第4の提出先での閲覧及び県ホームページ(上記第6第2項)への掲載により行う。

(2) 閲覧期間

回答の翌日から技術提案書の提出期限の前日までとする。

なお、上記第4の提出先での閲覧は、休日を除く午前9時から午後4時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)とする。

第10 技術提案書の提出者

1 技術提案書の提出者の選定

参加表明書を提出した者の中から、次の選定基準に基づき、技術提案書を提出することができる者として5者を選定する。

なお、選定対象となる最下位順位で同評価の者が複数存在し、5者を超える場合は、同評価の者全てを選定することとする。

(1) 企業の経験

(2) 配置予定技術者の経験

2 評価項目等

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目、配点等は、別表2のとおりとする。

3 技術提案書の無効

提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。

第 11 選定及び非選定に関する事項

1 選定通知

技術提案書の提出者として選定された者（以下「選定者」という。）には、選定された旨を、書面（選定通知書）により通知する。

2 非選定通知

技術提案書の提出者として選定されなかった者（以下「非選定者」という。）には、選定されなかった旨を、書面（非選定通知書）により通知する。

3 非選定理由に対する説明請求

非選定者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（任意様式）により非選定理由について説明を求めることができる。

4 回答

前項の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

5 非選定理由の説明請求の提出先及び提出方法

（1）提出先

上記第 4 の提出先とする。

（2）提出方法

持参、郵送（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、又は電子メール（電話連絡により受信を確認すること。）により提出すること。

なお、持参による提出は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

また、電子メールの場合、pdf ファイルに変換することとし、ファイル容量を 8 MB 以内とすること。

第 12 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

1 技術提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので留意すること。

2 技術提案書の作成方法

技術提案書は、技術提案書等届出書（様式第 8 号）、技術提案書（様式第 9 号）及び見積書（任意様式）を 1 部作成する。

なお、企業の経験及び配置予定技術者の経験に関する資料は、参加表明書添付資料をもって充てることとし、資料の提出は求めない。

3 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
技術提案書等届出書	<ul style="list-style-type: none"> 押印は不要とする。
技術提案書	<ul style="list-style-type: none"> 参加者名称やロゴマーク等、応募者が類推されるようなものは一切記入しないこと。 ページの追加及びサイズ変更は、行わないこと。 枠内に記載する提案の文字サイズ、フォント、図表の使用等は提案者の自由とする。 実施体制については、取組体制(※)、貴社の強み、業務方針(本業務を進めていく上で重視する事項等(特定テーマに記載する内容を除く。))、実施手順及び工程計画等について、1ページ以内で記載すること。 ※取組体制については、業務分担や協力体制などを含め、全体の概要が分かるように、組織図等を用いるなどして具体的に記載すること。 特定テーマについては、各テーマに対する考え方をテーマごとに2ページ以内で記載すること。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る参考見積書(任意様式)及び算出基礎を記載した内訳書(任意様式)を提出すること。 提示した業務規模と大きく乖離している場合、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は、ヒアリングの対象としない場合や特定しない場合があるので留意すること。

4 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

5 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

第13 技術提案書の提出方法、提出期限及び提出先

1 提出方法

電子メール(電話連絡により受信を確認すること。)により提出すること。

なお、pdfファイルに変換することとし、ファイル容量を8MB以内とすること。

2 提出期限

令和7(2025)年6月5日(木) 午後4時(必着)

3 提出先

上記第4の提出先とする。

第 14 技術提案書の特定

1 技術提案書の特定

選定者から提出された技術提案書のうち、次の評価基準に基づき、評価の合計点が最上位であるものを 1 者特定する。ただし、評価項目において内容が不適切なものなど評価に値しない項目がある場合には、特定しないことがある。

なお、技術提案書を提出する者が 5 者を超えるときは、技術提案書による 1 次審査を行い、上位 5 者のみをヒアリング、審査及び候補者を選定する対象とする。

- (1) 企業の経験
- (2) 配置予定技術者の経験
- (3) 業務の実施体制及び実施手法

2 評価項目等

技術提案書の特定に係る評価項目、配点等は、別表 3 のとおりとする。

3 ヒアリング

技術提案書の特定に当たり、その提出者にヒアリングを実施することとし、その日時、場所、留意事項等は別途通知する。

第 15 特定及び非特定に関する事項

1 特定通知

技術提案書が特定された者（以下、「特定者」という。）に対して、特定された旨を、書面（特定通知書）により通知する。

2 非特定通知

技術提案書が特定されなかった者（以下、「非特定者」という。）に対しては、特定されなかった旨を、書面（非特定通知書）により通知する。

3 非特定理由に対する説明請求

非特定者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（任意様式）により非特定理由について説明を求めることができる。

4 回答

前項の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行う。

5 非特定理由の説明書請求の提出先及び提出方法

(1) 提出先

上記第 4 の提出先とする。

(2) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、又は電子メール（電話連絡により受信を確認すること。）により提出すること。

なお、持参による提出は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

また、電子メールの場合、pdf ファイルに変換することとし、ファイル容量を 8 MB 以内とすること。

第 16 契約手続

- 1 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- 2 契約代金の支払いについては、本業務完了後の精算払いとする。特定者は、栃木県業務委託契約書により、契約書の作成を要する。
- 3 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。

なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

第 17 その他

- 1 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び非選定者は、技術提案書を提出できない。
- 2 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 3 参加表明書及び技術提案書は公表しない。
- 4 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、当該者に対し本県発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 5 参加表明書及び技術提案書は返却しないものとする。

また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。

- 6 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により配置予定者の変更を行う場合には、同等以上の経験及び能力を有する者であるとの発注者の了解を得たときは、この限りではない。
- 7 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、本業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 8 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退しようとするときは、プロポーザル参加辞退届（様式第 10 号）を 1 部、第 4 の提出先へ持参又は郵送（書留郵便等により提出期限までに必着すること。）、又は電子メール（電話連絡により受信を確認すること。）により提出しなければならない。

なお、持参による提出は、休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（ただし正午から午後 1 時までを除く。）とする。

また、電子メールの場合、pdf ファイルに変換することとし、ファイル容量を 8 MB 以内とすること。

- 9 特定者の辞退があった場合は、非特定者より新たな特定者を特定し、書面（特定通知書）

により通知する。

- 10 前項により特定した新たな特定者に送付された非特定通知書は、特定通知書の通知をもってその効力を失う。
- 11 公平性、透明性及び客観性を確保するため、審査結果は公表する。
- 12 本業務は新しい地方経済・生活環境創生交付金デジタル実装型を活用し実施する業務であり、交付決定がなされなかった場合又は減額された場合は、本業務を予告なく変更又は中止することがある。

(別表 1)

受託者特定に係る主な期日

内 容	日 程 (予 定)
参加表明書の提出期限	令和 7 (2025) 年 4 月 23 日 (水) 午後 4 時必着
技術提案書提出者選定通知	令和 7 (2025) 年 4 月 25 日 (金)
技術提案書の提出期限	令和 7 (2025) 年 6 月 5 日 (木) 午後 4 時必着
技術提案書のヒアリング・評価	令和 7 (2025) 年 6 月中旬
技術提案書特定通知	令和 7 (2025) 年 6 月中旬
契約の締結	令和 7 (2025) 年 6 月下旬

(別表 2)

技術提案書の提出者の選定に係る評価項目等

評価項目	評価項目	配点	
企業の経験	過去 10 年間の類似業務 (GIS を活用したシステムの設計、開発等に係る業務に限る。) の実績 (件数)	4 点	8 点
	過去 10 年間の類似業務 (他システムとのデータ連携機能 (API 等) を備えるシステムの設計、開発に係る業務に限る。) の実績 (件数)	4 点	
配置予定技術者の経験	業務主任技術者の過去 10 年間の類似業務の実績 (件数)	4 点	8 点
	担当技術者 (担当技術者を複数名配置する場合は、代表担当技術者) の過去 10 年間の類似業務の実績 (件数)	4 点	
計		16 点	

(別表3)

技術提案書を特定するための評価項目等

区分	評価項目			配点	
企業の経験	過去10年間の類似業務(G I Sを活用したシステムの設計、開発等に係る業務に限る。)の実績(件数)			4点	8点
	過去10年間の類似業務(他システムとのデータ連携機能(A P I等)を備えるシステムの設計、開発に係る業務に限る。)の実績(件数)			4点	
配置予定技術者の経験	業務主任技術者の過去10年間の類似業務の実績(件数)			4点	8点
	担当技術者(担当技術者を複数名配置する場合は、代表担当技術者)の過去10年間の類似業務の実績(件数)			4点	
業務の実施体制及び実施手法	実施体制	実施方針	業務への理解度	8点	24点
		実施フロー	実施手順の明確性	8点	
		工程計画	工程計画の妥当性	8点	
	特定テーマ	テーマ① 利用者の希望条件に応じた効果的なマッチング検索など、空き家バンク利便性向上のための機能について	的確性	8点	24点
			実現性	8点	
			独自性	8点	
		テーマ② 空き家所有者や移住希望者、自治体職員などの多様な利用者に配慮したインタフェースデザインについて	的確性	8点	24点
			実現性	8点	
			独自性	8点	
		テーマ③ 空き家所有者等のターゲット層をWebサイトへ誘導するための効果的な広告配信手法について	的確性	8点	24点
			実現性	8点	
			独自性	8点	
	ヒアリング	専門技術力	専門技術力の確認	4点	12点
		取組姿勢	業務への取組意欲	4点	
		コミュニケーション力	質問に対する対応	4点	
参考見積	業務コストの妥当性			数値化しない	
合計				124点	